

児童生徒のかけがえのない
命を守るためにトライアングルプラン
(改訂版)

東広島市教育委員会
令和5年4月

○児童生徒への「命の教育」等の一層の強化

○「ひがしひろしま教育週間」における「命の教育」の実施

- ・11月1日から7日までの「ひがしひろしま教育週間」の期間に学校を公開し、児童生徒のかけがえのない命を守り育てるための「命の教育」や校長講話を実施します。

○「生命尊重」に重点をおいた「道徳教育」の充実

- ・本市の道徳教育の重点内容項目を「生命尊重」に設定し、学校の教育活動全体において、「道徳教育」を推進します。

○「SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育」の実施

- ・児童生徒の発達段階や実態に応じて、児童生徒が自他の「心の危機に気付く力」や「相談力」を身に付けるための「SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育」を実施します。

○教職員への児童生徒理解を深化させる研修等の充実

○児童生徒のかけがえのない命を守るために研修の実施

- ・教職員一人一人が児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力を向上させるために、「命の教育」「道徳教育」「SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育」などに係る研修を実施します。

○児童生徒に寄り添い適切に指導するための研修の実施

- ・教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、生徒指導提要の「不適切な指導と考えられる例」を題材とした研修を実施します。

○「部活動の方針」に基づく学校における部活動の適切な実施

- ・学校における部活動を適切に実施するために、「東広島市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、部活動の運営や指導を行います。

○生徒指導の在り方を研究するための実践校の設置

- ・児童生徒の発達段階に応じた指導や生徒指導体制の構築のために、生徒指導教育研究実践校を設置し、その研究成果を市内に普及します。

○自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の推進

○目指す児童生徒の姿を明確にした生徒指導の推進

- ・学習指導要領や生徒指導提要に基づき、生徒指導で目指す児童生徒の姿を「自己指導能力を身に付けた児童生徒」として認識し、具体的にイメージして取り組みます。

自己指導能力を身に付けた児童生徒

「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する」

○生徒指導の三機能を生かした生徒指導の推進

- ・児童生徒の自己指導能力を育成するために、生徒指導の三機能をあらゆる教育活動の場に生かし、取り組んでいきます。

生徒指導の三機能

- ・自己決定の場を与える
- ・自己存在感を与える
- ・共感的人間関係を育成する

「生徒指導の在り方と校則の見直しに関するガイドライン」（令和4年）参照

○安全・安心な学校環境づくりの構築

○教育相談体制の整備

- ・児童生徒の課題や悩みに対応するために、校内の担当者や組織が連携を図るとともに、関係機関と連携・協働した組織的な教育相談体制を整備します。

○危機管理体制の整備

- ・学校管理下で事故等が発生した際に、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する危機管理体制を整備します。

○「心のソーター」の配置

- ・児童生徒、保護者及び教職員の抱える悩みへの相談など教育相談体制の充実を図るために、全小中学校に心のソーターを配置します。

○「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の派遣

- ・生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見、早期解決を図るためや、児童生徒の自立に向けた支援を行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。

○「心と命の相談ダイヤル」の設置

- ・子どものSOSの相談窓口として、東広島市教育委員会に「心と命の相談ダイヤル」を設置します。

○教職員の子どもに向き合う時間の確保

○働き方改革の推進

- ・各学校において、「効率的な校務運営」や「教職員の負担軽減」につながる働き方改革を推進することで、教職員が子どもに向き合う時間を確保します。

○学校と家庭・地域等との連携・協働

○学校と家庭との連携・協働

- ・学校教育目標や方針等についての保護者への周知や、学校の教育活動への保護者の参加などを通して、児童生徒の学びと育ちをともに支えていきます。

○学校と地域との連携・協働

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を充実させることにより、地域全体で児童生徒の学びと育ちをともに支えていきます。
- ・「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という認識のもと、部活動の地域展開を推進していきます。

○学校と関係機関との連携・協働

- ・教職員一人一人が関係機関等との連携の重要性について認識し、関係機関等と組織的・継続的に連携していきます。

本市で取り組んできた「関わりきる生徒指導」とは、“児童生徒に徹底して関わること”ですが、その本質は、児童生徒との信頼関係を大切にし、児童生徒を多面的・総合的に理解し、児童生徒をかけがえのない存在として寄り添って対応する教職員の心構えを示しているものです。

全ての児童生徒が安全・安心に学ぶとともに、児童生徒一人一人の自己指導能力を育成するためには、教職員がこの心構えを大切にし、積極的に児童生徒に関わっていくことが大切です。

プランの概要

本市においては、平成25年に「トライアングルプラン～児童生徒のかけがえのない命を守るために～」を策定するとともに、「ひがしひろしま教育の日」を定め、学校、家庭及び地域社会が一体となって、子どもたちのかけがえのない命を守り、輝かせるための取組を行ってきました。

また、令和4年に「生徒指導の在り方と校則の見直しに関するガイドライン」を策定し、本市で取り組んできた「関わりきる生徒指導」を踏まえつつ、時代の変化に対応した生徒指導を進めるため、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方を整理し、生徒指導の三機能を生かした取組を充実させることとしました。

このたび、文部科学省の「生徒指導提要」が改訂されたことなどを踏まえ、「トライアングルプラン」を見直し、児童生徒をかけがえのない存在として寄り添って対応し、児童生徒が「未来を生き抜く力」を身に付けるよう働きかける「命の教育」などの取組や安全・安心な学校環境づくりを充実させていきます。

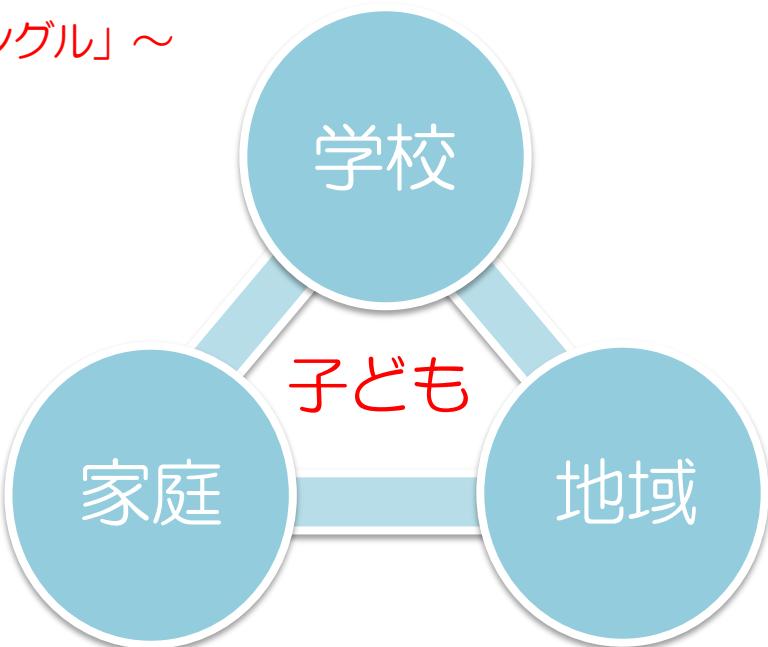
※本プランは、評価・検証し、修正を行います。

～学校・家庭・地域との「トライアングル」～

現在、子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化しており、子どもたちが抱える課題も複雑化・多様化しています。

このため、学校と家庭や地域が相互に連携・協働し、社会全体で子どもたちの成長を担うことが大切です。

こうしたことから、学校・家庭・地域が「トライアングル」となり、子どもたちの学びと育ちをともに支えます。



○ひがしひろしま教育の日を定める規則

平成25年10月17日
教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 教育に対する市民の関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が一体となって子どもたちのかけがえのない命を輝かせる教育に取り組むことにより、生きる力を備えた子どもたちを育成するとともに、生涯を通じて学び続けることができるまちづくりと心豊かな人づくりを推進するため、ひがしひろしま教育の日を定める。

(ひがしひろしま教育の日)

第2条 ひがしひろしま教育の日は、11月第1土曜日とする。

(ひがしひろしま教育週間)

第3条 ひがしひろしま教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までをひがしひろしま教育週間とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、ひがしひろしま教育の日に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。